

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**
* 1世帯1回のみ

給付金の支給時期

不備のない確認書(または申請書)を市が受理した日から20日後が目安

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

令和3年12月10日時点で、住民登録のある方に市から**確認書**をお送りいたします(要返送)
返送期限：発行日から3ヶ月以内

【確認事項】

- ①給付金の振込口座
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯でないこと

申請が必要です

申請期限：令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

詳しくは裏面をご覧ください。



お問い合わせ

武蔵野市住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター

電話：0422-60-1994 午前8時30分から午後5時まで（土日祝日除く）

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、令和3年度分の住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの収入見込額が、住民税均等割非課税相当水準以下の世帯が対象です

「住民税均等割非課税相当水準以下」の判定方法

- 令和3年1月以降の任意の1か月の収入を年収に換算して判定します
(任意の1か月の収入×12か月)
※年間の収入見込みが分かる場合には、令和3年分所得の確定申告書等に基づく判定も可能です
- 収入の種類は、給与、事業、不動産、年金です
※非課税の公的年金等の収入は除きます
※収入で要件を満たさない場合：1年間の所得で判定します
- 令和3年度住民税均等割が課されている**世帯員全員のそれぞれの収入(所得)**について判定します
※申請は一世帯あたり1回限りです
※基準日(令和3年12月10日)に同一世帯だったが、基準日以降に同一住所で別の世帯となった場合(世帯分離)は、同一世帯とみなします

提出書類

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)
- 申請・請求者本人確認書類のコピー
(例) 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等
- 申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類のコピー ※市で世帯状況が確認できない方のみ
(例) 戸籍謄本、住民票等の写し(コピー可)
- 【令和3年1月1日以降、複数回転居した方のみ】戸籍の附表の写し ※市内転居のみの方は不要
- 受取口座を確認できる書類のコピー
- 簡易な収入(所得)見込額の申立書(別紙様式第4号)
- 「令和3年中の収入の見込額」又は「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類のコピー

(例)	給与収入	給与明細書などの収入額が分かる書類
	事業収入又は不動産収入	帳簿などの収入額が分かる書類
	年金収入	年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類
	その他	令和3年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票等の写し

※代理人の方が申請・受給する場合には、委任状(様式は任意)を添付してください

早見表

<年収見込額で判定する場合>

<年間の所得で判定する場合>

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない	100万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養	156万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養	2,059,999円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養	2,559,999円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養	3,059,999円

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	45万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養	101万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養	136万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養	171万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養	206万円

障害者、未成年者、 寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円
-------------------------	------------

障害者、未成年者、 寡婦、ひとり親の場合	135万円
-------------------------	-------